



島根県報

令和8年9月24日（木）

第 7 5 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 2

公共測量の終了 (") 2

告 示

島根県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
なつめ薬局	出雲市中野美保南一丁目4番地1	令和8年7月1日
ウェルネス薬局 出雲ドーム北店	出雲市平野町488-2	令和8年9月1日
みせんクリニック	出雲市平野町497-1	令和8年9月1日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 24 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和 8 年 8 月 31 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

出雲空港を含む周辺

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 8 年 8 月 31 日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 24 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量、現地測量及び路線測量（河川・道路））

2 作業期間

令和 7 年 10 月 28 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

3 作業地域

浜田市三隅町地内及び益田市美都町地内
